

## 埼玉県川口市長措置請求書

### 埼玉県川口市長に関する措置請求の要旨

#### 1、請求の要旨

川口市は任意団体である町会に対し市職員を『町会相談員』の名称で各町会に一名を以って当らせ、条例に無い手当てを支給している事実がある。しかし、地方自治法第二百四条には給料、手当て、旅費についての規定があり条例でこれを定める事となっている。また同法には給与等の支給制限が明示され、法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを支給する事が出来ないと明記されている

よって本件は違法行為であり、この違法行為による支出は財務会計上、違法かつ不当である。

2、本件支出の違法性、不当性は以下のとおりである。

- ①地方自治法第一条。「民主的にして能率的な・・・地方公共団体の健全な発展・・・」
- ②地方自治法第二条十二項。「法令の規定は地方自治の本旨に基づいて、これを解釈し・」
- ③地方自治法第二百四条三項。「給料、手当て及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」
- ④地方自治法第二百四条の二。「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第二百三条第1項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない」

3、従って、本件行為が、2、に示す法に違反した公金支出であることは明白である。

よって前川口市長永瀬洋治、川口市長岡村幸一郎、および全ての支出手続き担当者は本件『条例に無い手当てを市職員(町会相談員)に支給している違法行為』の費用(手当て)平成八年度分、同九年度分を全額、市に返還し今後支給しないよう勧告されたい。

#### 4、請求者

埼玉県川口市 (氏名等は削除)

埼玉県川口市 (氏名等は削除)

埼玉県川口市 (氏名等は削除)

埼玉県川口市 (村松 幹雄)

右、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成十年二月十日

埼玉県川口市監査委員様